

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 新明和工業株式会社(法人番号7140001082323)
業者の住所 : 兵庫県宝塚市新明和町1-1
- 2 指名停止措置期間 : 令和8年1月23日 から 令和8年3月22日 まで(2か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者は、令和7年9月24日、特定特装車製品の販売価格に関して、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として、公正取引委員会より公表された。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 対象区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2月以上9月以内